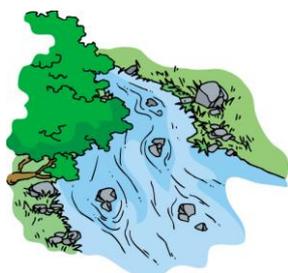
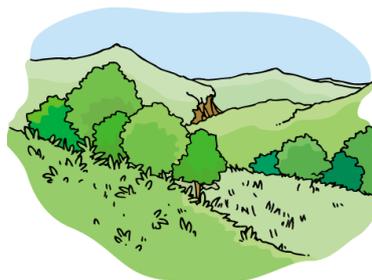

松阪市環境パートナーシップ会議

—会議のご案内—



松阪市環境パートナーシップ会議

目 次

| | | |
|------------|---------------------------------|-----------|
| I | パートナーシップに関する基本的な考え方 | 1 |
| | ①パートナーシップとは？ | |
| | ②パートナーシップをうまく進めるコツは？ | |
| II | 松阪市環境パートナーシップ会議に関する基本的事項 | 4 |
| | ①設立の経緯 | |
| | ②設立の目的 | |
| | ③主な役割 | |
| | ④位置づけ | |
| | ⑤組織体制と主な役割 | |
| | ⑥今後の課題 | |
| III | 松阪市環境パートナーシップ会議規約 | 10 |
| IV | 松阪市環境パートナーシップ会議のご入会について | 13 |

ごあいさつ

松阪市は、山から川へ、そして海にいたる「緑の帯」の豊かな自然と、独自の個性ある歴史・文化を形づくってきました。

この豊かな自然と私たちの生活が調和し、その中に生まれた独自の歴史や文化を守り育むことにより、うるおいある豊かな環境を次世代の市民に引きついでいくことは、今生きている私たちの責任であり義務であると思います。

今、私たちは、日常生活や事業活動と環境とのかかわりを認識し、環境にやさしい身近な行動を心がけ、皆の参加のもと持続的に発展することのできる循環型地域社会を構築していくことが求められています。

そのような参加・連携・協力できる組織として「松阪市環境パートナーシップ会議」の設立をめざしています。この会議では、それぞれができる環境にやさしい行動を重ねあわせ、「しなければならぬこと」に取り組むことが大切であると考えます。

具体的には、「松阪市環境基本計画」における「環境にやさしい行動指針」に示された取り組みを推進する推進母体として、以下に示す役割を果たす組織を考えています。

- (1) 環境にやさしい行動指針に示された取り組みが広く普及するように、具体的な環境保全活動を実践します。
- (2) 環境問題への正しい理解と知識を深め、率先して環境にやさしい行動ができる人の環を市域全体へと広げます。
- (3) パートナーシップ会議の取り組みや、環境に関する情報などの積極的な発信と交流を進めます。

この趣旨にご賛同をいただき、会員としてのご参加とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

松阪市環境パートナーシップ会議

I パートナーシップに関する基本的な考え方

① パートナーシップとは？

パートナーシップ（Partnership）とは、協力関係、提携という意味で使われるように主体間の対等な関係を表す言葉です。これに対して、協働は対等な関係を基本としつつ共同事業を行うという、行為・行動に着目した言葉です。英語ではコラボレーション（Collaboration）がより近いニュアンスです。

しかし、パートナーシップと協働に関する厳密な区別にこだわるよりも、一緒に行動するということが大切だといえます。松阪市環境基本計画では、パートナーシップという言葉も、行為・行動も含む「協働」と同じものとして位置づけ、以下のように意味づけています。

行政、市民、市民団体、事業者など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野をいかしながら、連携し協力し合うこと

② パートナーシップをうまく進めるコツは？

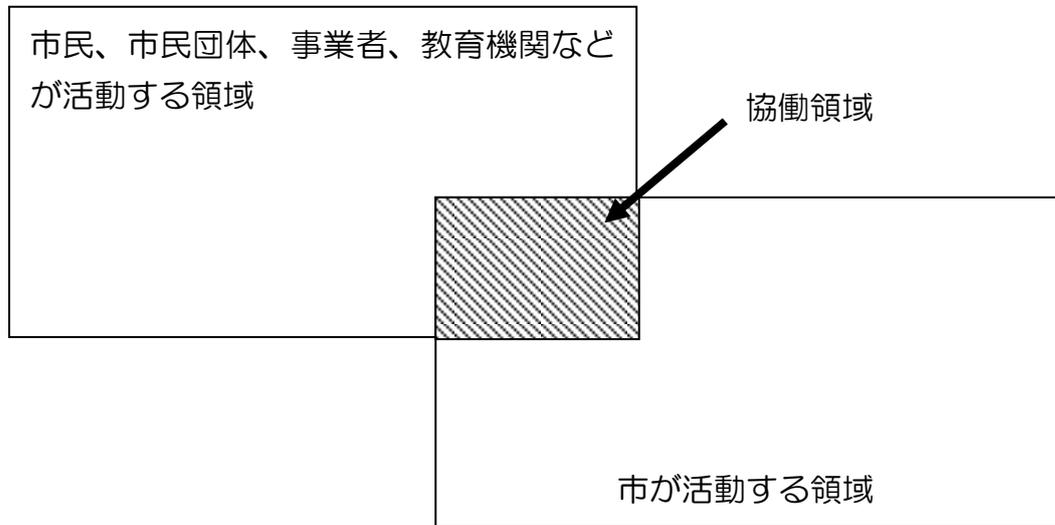
松阪市環境基本計画では、松阪市環境パートナーシップ会議について「**相手を尊重し、違いを認め、活かすことのできる組織**」を望ましい組織のあり方として位置づけています。さまざまな団体や、事業者そして行政が連携し協力する際に必要なこと、注意することはどのようなことでしょうか？望ましい組織のあり方に従い基本原則をあげてみたいと思います。

〈1〉相手を尊重する（自主性尊重の原則）

市民、市民団体や事業者、教育機関などさまざまな団体における日常生活や事業活動は、通常自主的かつ自己責任のもとで行われています。これらさまざまな団体が連携し協力していくためには、その主体本来の活動を尊重することが大切です。

具体的には、それらの団体の取り組みや事業には、広く社会性や公共性を持つ部分があり、市が行う施策・事業と目的、対象が重なり合う領域があります。このような「できること」の領域を重ねることが、「しなければならないこと」に取り組む近道だといえます。「なぜ、〇〇ができない？」「〇〇は、これをし

ないといけない。」という姿勢が終始一貫しては、うまくパートナーシップは進みません。



〈2〉違いを認める(相互理解の原則)

さまざまな団体が連携し協力する上において、相互理解なくしては良い方向に進むことはあり得ません。例えば、行政、市民団体、事業者（企業）の違いはどういうところでしょうか？

【行政、市民団体、企業の違いは？】

| 区 分 | 行 政 | 市民団体 | 事業者（企業） |
|------|---------|-----------|---------|
| 主な目的 | 非営利・公益 | 非営利・公益・共益 | 営 利 |
| 行動原理 | 法 令 | 共感・使命感 | 競 争 |
| 行動特性 | 公平性・画一性 | 自発性 | 能率性・機動性 |
| 受益範囲 | 全体的 | 部分的 | 選択的 |

この表を見ても、3者がいかに異なる行動原理、行動特性で動いているのかがわかります。このような異なる背景や文化を理解せずに、主観的な立場から意見をいう姿勢が終始一貫しては、うまくパートナーシップは進みません。

異なる背景や文化があることを理解するためにも、積極的な話し合いの場、交流の場を持ち、相互理解を深めることが協働の第一歩であるといえます。

〈3〉活かす(目的と役割分担明確化の原則)

さまざまな行動原理、行動特性が異なる主体が連携し協力することは容易ではありません。しかし、うまく連携し協力すれば、それぞれの主体が持っている知識や技術などをフルに活かす(活用する)ことができ、可能性はさらに広がります。

そのためにも、お互いの信頼関係を築いた上で、お互いがめざす目標を明確にし、思いを共有することが大切です。また、各主体の持ち味や特性を活かし、役割を分担することで、「できること」の領域はさらに広がり、質の高いものに発展していくことになると考えられます。

II 松阪市環境パートナーシップ会議に関する基本的事項

① 設立の経緯

松阪市では、平成 19 年 3 月に「松阪市環境基本計画」を策定（同年 9 月に計画書を印刷製本）し、めざすべき環境像として「うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか」を掲げました。

うるおいある豊かな環境とは

人と自然の営みが調和し、その中に生まれた独自の歴史や文化が守られ育まれる中で、現在及び将来の市民が健康を維持し、安全で快適かつ文化的な生活をおくることができる環境をいう。

（松阪市環境基本条例第 2 条の 1 より）

この環境像の実現に向け、本計画を実効性あるものとするため、「『市民参加』に重点を置いたパートナーシップの構築」を重要な取り組みの一つにあげています。

また、松阪市環境基本条例（平成 17 年松阪市条例第 149 号）の第 21 条では、「市民等の自発的な活動の促進」があげられ、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずることとしています。また、同条例の第 19 条「地球環境保全のための行動の促進」においても、地球環境保全に向けた行動指針を定め、その普及に努めるとともに、この指針に従い地球環境保全に向けた行動を促進するよう必要な措置を講ずることとしています。

（市民等の自発的な活動の促進）

市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（松阪市環境基本条例第 21 条より）

（地球環境保全のための行動の促進）

市は、市民等の協働により、それぞれの役割に応じて地球環境保全に向けた行動指針を定め、その普及に努めるとともに、その指針に従い地球環境保全に向けた行動を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

（松阪市環境基本条例第 19 条より）

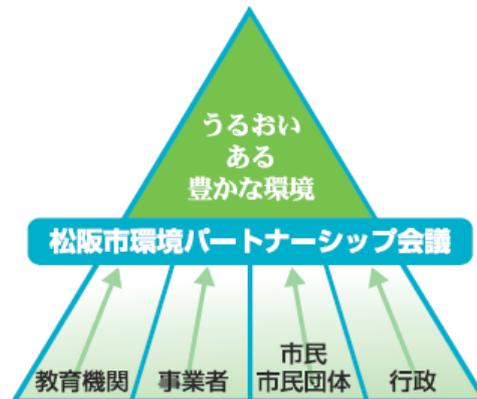
この取り組みや措置を具体的な形にしたものが「松阪市環境パートナーシップ会議（以下パートナーシップ会議）」です。パートナーシップ会議のあり方については、「松阪市環境基本計画策定委員会（以下「策定委員会）」」、そして、その後を引き継いだ「松阪市環境パートナーシップ会議自主研究会（以下「自主研究会）」」において議論が重ねられました。その議論を基に平成 19 年 7 月に設置されました「松阪市環境パートナーシップ会議設立準備会（以下「設立準備会）」」では、設立に向けた具体的な事項が検討され、平成 21 年 1 月にパートナーシップ会議が設立されました。

松阪市環境パートナーシップ会議の設立の経過

| 年 月 日 | 事 項 | 主な内容 |
|-------------------|-------------------|--|
| 平成 18 年 8 月 30 日 | 第 13 回策定委員会 | 環境パートナーシップ会議のあり方について検討 |
| 平成 18 年 10 月 30 日 | 第 16 回策定委員会 | 環境パートナーシップのあり方について①…事例報告「ごみゼロ交流会（三重県松阪農林商工環境事務所）」 |
| 平成 18 年 11 月 29 日 | 先進地視察 （愛知県小牧市） | 事務局の環境課職員と策定委員が小牧市の「こまき環境市民会議」の取り組みを視察、担当者との意見交換を行った。 |
| 平成 18 年 12 月 4 日 | 第 18 回策定委員会 | 環境パートナーシップのあり方について②…視察報告「こまき環境市民会議（愛知県小牧市）」 松阪市市民活動センターについて |
| 平成 19 年 1 月 11 日 | 第 1 回自主研究会 | 事例研究（福井市環境パートナーシップ会議） |
| 平成 19 年 2 月 8 日 | 第 2 回自主研究会 | 組織のあり方について |
| 平成 19 年 2 月 22 日 | 第 3 回自主研究会 | 事例研究（石川県七尾市一本杉通り商店街） |
| 平成 19 年 3 月 8 日 | 第 4 回自主研究会 | 規約、組織及び事業概要について |
| 平成 19 年 7 月 31 日 | 第 1 回設立準備会 | 設立案について |
| 平成 19 年 9 月 13 日 | 第 2 回設立準備会 | パートナーシップ会議設立のあり方について |
| 平成 19 年 10 月 15 日 | 第 3 回設立準備会 | まつさか環境フォーラムについて |
| 平成 19 年 11 月 22 日 | 第 4 回設立準備会 | まつさか環境フォーラムについて 会議における組織のあり方について |
| 平成 20 年 1 月 16 日 | 第 5 回設立準備会 | まつさか環境フォーラムについて 入会案内（案）について |
| 平成 20 年 1 月 27 日 | 環境フォーラム開催 | まつさか環境フォーラムを開催する。 |
| 平成 21 年 1 月 28 日 | 設立 | |

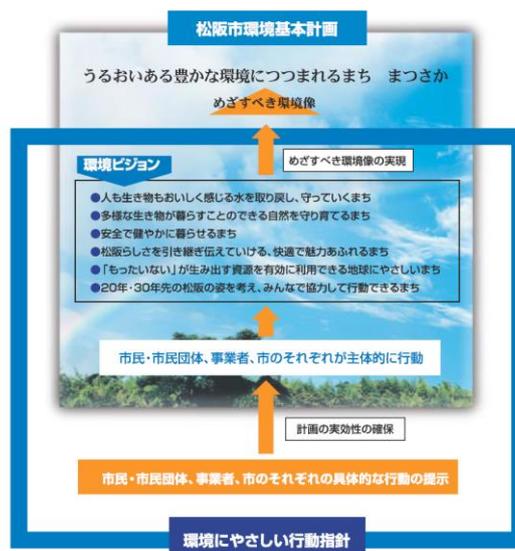
② 設立の目的

パートナーシップ会議は、松阪市環境基本計画に基づき、「うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか」をめざすべき環境像として、市民・市民団体、事業者、教育機関、行政が対等な関係を結び、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力して環境にやさしい行動を実践することを目的とします。



③ 主な役割

- (1) 環境にやさしい行動指針に示された取り組みが広く普及するように、具体的な環境保全活動を実践します。
- (2) 環境問題への正しい理解と知識を深め、率先して環境にやさしい行動ができる人の環を市域全体へと広げます。
- (3) パートナーシップ会議の取り組みや、環境に関する情報などの積極的な発信と交流を進めます。



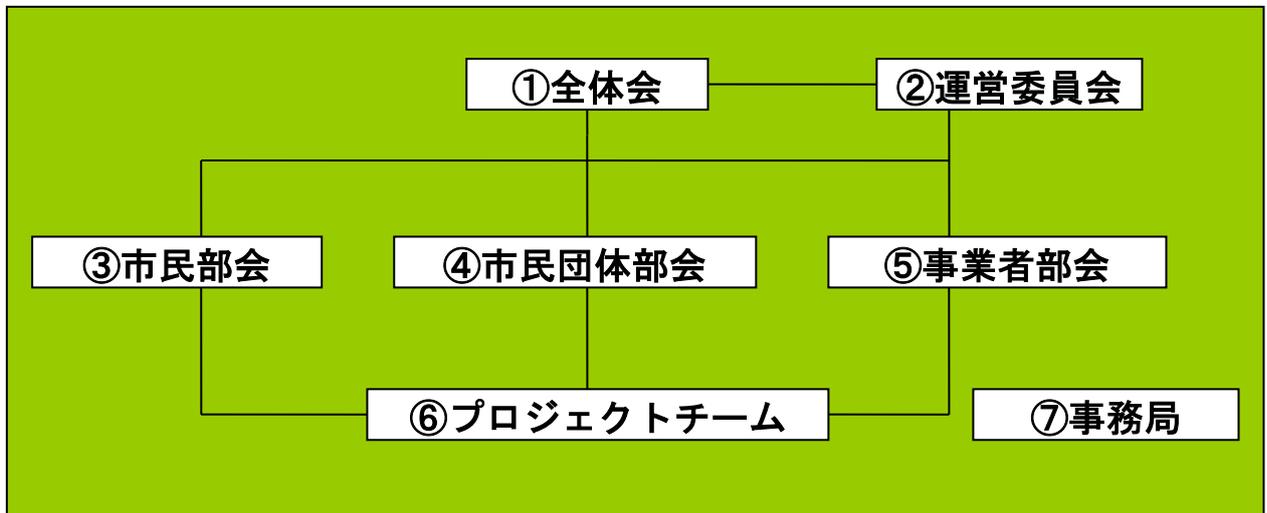
④位置づけ

松阪市環境基本計画における「『市民参加』に重点を置いたパートナーシップの構築」を具体化した組織として位置づけるとともに、環境基本計画における「環境にやさしい行動指針」に示された取り組みを推進する推進母体としての役割を果たします。さらに、行動指針を実効性あるものとして追加、見直しを行います。また、より専門的な立場での意見を参考にするため、適宜、環境審議会の意見を聴くものとしします。



⑤組織体制と主な役割

活動を円滑に行うために、それぞれの主体の特性を活かした組織体制とします。



①全体会

- ・ 予算、決算の承認
- ・ 事業計画・事業報告の承認
- ・ 規約の改正 他

②運営委員会

- ・ 全体会の議案の作成 他

③市民部会・④市民団体部会

- ・ 環境にやさしい行動指針の普及・取組の推進
- ・ 会員間の交流と情報発信 他

⑤事業者部会

- ・ 環境にやさしい行動指針の普及・取組の推進
- ・ 事業者間の環境改善活動の情報交換
- ・ 地域の環境改善活動等の検討 他

⑥プロジェクトチーム

- ・ 事業の企画立案と実行
- ・ 学習、研究 他

⑦事務局

- ・ 庶務、会計
- ・ 各主体間の連絡調整 他

⑥今後の課題

設立準備会で議論を重ねた結果、パートナーシップ会議を進める上でいくつかの課題がありました。主な課題をあげ今後のパートナーシップ会議の中で議論していきたいと思います。

①具体的なプロジェクトの設定

会議への入会のメリットを問う意味でも、具体的なプロジェクトを設定することは重要です。しかし、どのような特性あるいは得意な分野を持った個人、団体が参加するのかわからない現状であり、各主体の希望も考慮して進めていくべきだと考えます。準備会では、協働の場に関する方向性として以下のような意見がありました。

- ・各々が活動している事を持ち寄り情報交換できる場。
- ・市民、市民団体、企業、教育機関、行政の情報交換の場。
- ・興味がわくような目に見える実績をすこしずつ積み上げていく場。
- ・市民団体の活動を知らない人が多いので、多くの人に知らせることができる場。
- ・行政が事務局となって、企業と市民が一緒になって取り組む・部会で個々に活動し、全体会で企業と交流し、年一回イベントが開催できる場。
- ・ごみの分別からといった小さな問題から、山を守る大きな問題まで、皆で守っていくという意識をもってもらえるような、考えてもらえるような場。

②会費の徴収

パートナーシップ会議が、将来自立して発展していく組織として環境基本計画に位置づけられていることから、部分的にしても自主的財源の確保は必要になると思われます。現時点では、会費については意見のわかれるところですが、この活動に資金が必要だから、会費を徴収するという受益と負担の関係を明確にしたうえで、会費の議論を進めることが重要です。

III 松阪市環境パートナーシップ会議規約

(名称)

第1条 この会の名称は、松阪市環境パートナーシップ会議（以下「本会」といいます。）と称します。

(目的)

第2条 本会は、松阪市環境基本計画に基づき、「うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか」を目指すべき環境像として、市民、市民団体、事業者、教育機関及び行政が対等な関係を結び、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力して環境にやさしい行動を実践することを目的とします。

(運営方針)

第3条 本会は、相手を尊重し、違いを認め、活かすことのできる組織をつくります。

2 本会は、真に地域社会に貢献できる組織として、地域の内外を問わず、関係部門と連携・協力し目的を実現します。

3 本会は、会員の民主的な意思決定に基づき、自主性を持って運営するとともに、持続的に発展することのできる組織を目指します。

4 本会は、特定の政党、特定の個人または法人その他の団体の利益を主な目的とする活動は行いません。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行います。

(1) 松阪市環境基本計画に掲げる「環境にやさしい行動指針」に示された取り組みが広く普及するための活動

(2) 環境問題への正しい理解と知識を深め、率先して環境にやさしい行動ができる人の環を市域全体へと広げるための活動

(3) その他本会が必要と認める活動

(会員)

第5条 本会は、第2条の目的並びに第3条の運営方針に賛同する者をもって構成します。

(入会)

第6条 本会に入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出することとします。

(退会)

第7条 本会の会員が、退会しようとするときは、退会届を会長に提出することとします。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置きます。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 役員は、会員の互選により全体会において選任することとします。

3 役員の任期は、1年とします。ただし再任を妨げないこととします。

4 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長、副会長の役割)

第9条 会長は、本会を代表し、会議の議長となることとします。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理することとします。

(全体会)

第10条 全体会は、年1回開催し、必要に応じ臨時に開催することとします。

2 全体会は、会長が招集し、その議長となることとします。

3 全体会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立することとします。

4 全体会の議事は、出席した会員の過半数の賛成をもって決定し、可否同数の場合は議長の決するところによることとします。

5 全体会は、次に掲げる事項を承認することとします。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 事業報告に関する事項

(3) 役員の選任に関する事項

(4) 規約の改廃に関する事項

(5) その他本会の目的達成に必要な事項

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となることとします。

2 運営委員会は、第8条第1項に掲げる役員のほか、次条第2項に掲げる部会長

及び副部会長で構成することとします。

3 運営委員会は次のことを審議、決定することとします。

- (1) 全体会の議案に関する事項
- (2) プロジェクトチームに関する必要事項
- (3) その他本会の事業推進に必要な事項

(部会)

第12条 本会に、会員によって構成される市民部会、市民団体部会及び事業者部会を置くこととします。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置くこととし、部会員の互選により定めます。
- 3 部会長は部会を総括します。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたときは、その職務を代理することとします。
- 5 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となることとします。

(プロジェクトチーム)

第13条 本会に、第4条に関する具体的な活動を推進するため、プロジェクトチームを設置することができます。

(会議の公開)

第14条 本会の会議は、全て公開とします。

(会計)

第15条 本会の事務及び事業経費は、当分の間、市の予算をもって充てることとします。

(事務局)

第16条 本会の事務局は、松阪市環境生活部環境課に置くこととします。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、全体会の議決を経て、会長がこれを定めることとします。

附 則

この規約は、平成21年7月21日から施行します。

附 則

この規約は、平成27年2月6日から施行し、平成26年4月1日から適用します。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行します。

IV 松阪市環境パートナーシップ会議のご入会について

① 申込方法

パートナーシップ会議の目的及び役割に賛同していただける市民、市民団体及び事業者の方は、所定の入会申込書に必要事項を記入のうえ、環境課へ直接または郵送、ファックス、Eメールで提出してください。

なお、入会申込の様式は、環境課のホームページの松阪市環境パートナーシップ会議のサイトよりダウンロード（PDF・WORD形式）できます。

② 申込み・問合せ

●松阪市環境生活部環境課政策係

（松阪市環境パートナーシップ会議事務局）

〒515-8515 松阪市殿町 1340番地1

電話：0598-53-4425 FAX：0598-26-4322

E-mail：kan.div@city.matsusaka.mie.jp

環境課ホームページ：http://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kankyo/

入 会 申 込 書(市民用)

| | | |
|--|--------|----------------|
| 松阪市環境パートナーシップ会議会長 様 | | 年 月 日 |
| 「松阪市環境パートナーシップ会議」への入会を申し込みます。 | | |
| 連絡先 | 住 所 | 〒 ☎ FAX |
| | 氏 名 | |
| | E-mail | |
| ご自身が行っている環境にやさしい行動、または、この会議に入会される動機をお書きください。 | | |
| 松阪市環境パートナーシップ会議で取り組みたいことあるいは望むことがあればお書きください。 | | |

提出先： この申込書は、〒515-8515 松阪市殿町 1340 番地 1、松阪市環境生活部環境課内 松阪市環境パートナーシップ会議事務局(FAX 0598-26-4322)まで提出してください。

入 会 申 込 書(市民団体用)

| | | |
|--|--------|-------|
| 松阪市環境パートナーシップ会議会長 様 | | 年 月 日 |
| 「松阪市環境パートナーシップ会議」への入会を申し込みます。 | | |
| 団体名 | | |
| 代表者名 | | |
| 団体の住所 | 〒 | FAX |
| 連絡先 | 住 所 | FAX |
| | 氏 名 | |
| | E-mail | |
| 団体の主な活動 内容についてご記 入ください。 | | |
| 松阪市環境パートナーシップ 会議で取り組みたいことある いは望むことがあればお書き ください。 | | |

提出先： この申込書は、〒515-8515 松阪市殿町 1340 番地 1、松阪市環境生活部
環境課内 松阪市環境パートナーシップ会議事務局(FAX 0598-26-4322)まで提出し
てください。

入 会 申 込 書(事業者用)

| | | |
|--|------|-------|
| 松阪市環境パートナーシップ会議会長 様 | | 年 月 日 |
| 「松阪市環境パートナーシップ会議」への入会を申し込みます。 | | |
| 事業者名 | | |
| 代表者名 | | |
| 事業者の住所 | 〒 | FAX |
| | ☎ | |
| 連絡先 | 住 所 | FAX |
| | | ☎ |
| | 所 属 | |
| | 担当者名 | |
| E-mail | | |
| 主な事業内容と実践 している環境保全活 動についてご記入く ださい。 | | |
| 松阪市環境パートナーシップ 会議で取り組みたいことある いは望むことがあればお書き ください。 | | |

提出先： この申込書は、〒515-8515 松阪市殿町 1340 番地 1、松阪市環境生活部
環境課内 松阪市環境パートナーシップ会議事務局(FAX 0598-26-4322)まで提出し
てください。